

一般廃棄物処理業許可証

足利市指令生ク第57号

令和4年6月16日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

足利市長 早川 尚秀



ダウンロード版

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 住 所 | 群馬県桐生市相生町3丁目547番地1 |
| 氏 名 | 株式会社両毛資源開発 代表取締役 須田 昇 |
| 足利市内に所在する事務所及び営業所の所在地 | 足利市借宿町483番地1 |
| 許可の年月日 | 令和4年7月5日 |
| 許可の有効期限 | 令和6年7月4日 |
| 事業の範囲 | 可燃ごみ・不燃ごみの収集運搬 |

許可の条件

- 1 一般廃棄物(ごみ)の処理を業として行うことのできる区域は足利市の行政区域内とする。
- 2 収集後の一般廃棄物(ごみ)は南部クリーンセンターに運搬すること。なお、運搬する過程での積換えをしないこと。
- 3 南部クリーンセンターに搬入の際は一般廃棄物処理業務報告書を所長に提出すること。
- 4 一般廃棄物(ごみ)は、可燃ごみ、不燃ごみに分別し、所長の指示により搬入すること。
- 5 収集運搬に供する許可車両は別紙のとおりとする。

備考1. 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の氏名及び主たる事務所の所在地を記入のこと。